平成２３年（フ）第３５２５号
大阪市中央区石町２丁目１－７－207
債務者　有限会社本村秀雄建築事務所
代表者代表取締役　本村　秀雄
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白井啓太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４６号
北海道旭川市神居町上雨紛193番地１
債務者　株式会社海川工業
代表者代表取締役　海川　和年
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　伸生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月14日午後３時
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４１４号
愛知県犬山市富岡新町１丁目64番地103
債務者　宮田電気株式会社
代表者代表取締役　宮田　佳典
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　哲治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月14日午前11時50分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０７号
最後の住所山形市小白川町１丁目７番34号
債務者　被相続人佐藤隆三の相続財産
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　粕谷　真生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月29日午後１時45分
山形地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第３０号
熊本県球磨郡山江村大字山田甲1346番地
債務者　岡﨑新一郎
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山　和也
4　破産債権の届出期間　平成23年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年９月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第１８６号
愛知県岩倉市曽野町居屋敷158番地
債務者　大谷総建こと　大谷　宏隆
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西川　美穂
4　破産債権の届出期間　平成23年７月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月２日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第７１号
福島県いわき市江名字江ノ浦80番地
債務者　榎本千矢子（旧姓平子）
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　毛利　弘道
4　破産債権の届出期間　平成23年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月29日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第２１８号
香川県高松市木太町503番地５
債務者　岡本　由美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀井　　実
4　破産債権の届出期間　平成23年７月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月29日午後４時15分
6　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２１９号
鹿児島県日置市日吉町日置11752番地、住民票上の住所香川県高松市木太町503番地５
債務者　岡本　義則
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀井　　実
4　破産債権の届出期間　平成23年７月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月29日午後４時
6　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１７１号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字柳之川95番地
債務者　中島　敏夫
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿倉　祐一
4　破産債権の届出期間　平成23年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月16日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１７２号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字柳之川95番地
債務者　中島　幸子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿倉　祐一
4　破産債権の届出期間　平成23年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月16日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第８４９号
福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原746番地９
債務者　中ノ内　孝
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　知行
4　破産債権の届出期間　平成23年７月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４６号
秋田県大館市花岡町字根井下174番地
債務者　阿部　金男
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小津　充人
4　破産債権の届出期間　平成23年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第４７号
秋田県大館市花岡町字根井下174番地
債務者　阿部　貞子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小津　充人
4　破産債権の届出期間　平成23年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第２７７号
岡山市中区中島184番地13
債務者　秋山　一郎
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　妻鹿安希子
4　破産債権の届出期間　平成23年８月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月９日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６４号
広島県安芸郡海田町南大正町５番１－306号
債務者　今村　秀彦
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　胡木　健志
4　破産債権の届出期間　平成23年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午後４時
6　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部